

岩手大学学生支援委員会規則

令和2年9月24日 制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、岩手大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生支援の評価及び内部質保証に関すること。
- 二 学生の経済支援に関すること。
- 三 学生のキャリア教育及び就職支援に関すること。
- 四 学生の福利厚生に関すること。
- 五 学生の課外活動及びその施設に関すること。
- 六 学生寮に関すること。
- 七 学生の表彰及び指導に関すること。
- 八 その他学生支援に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教育及び学生を担当する理事又は副学長
- 二 学生特別支援室長
- 三 各学部学生関連委員会等の長
- 四 各学部就職関連委員会等の長
- 五 学務部長
- 六 その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育及び学生を担当する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第3号及び第4号構成員のうち各学部1名以上の出席がなければ、会議を開催することができない。なお、第3条第3号及び第4号委員の代理出席を認めるものとする。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。